平成２６年（再イ）第４１号

新潟市中央区女池西２丁目２番27号　ウィステリア211号

再生債務者　後藤　政喜

1　決議に付する再生計画案　平成27年４月30日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年６月２日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年６月２日まで

平成27年５月12日　　新潟地方裁判所民事部

平成２７年（再イ）第４号

三重県四日市市大字西阿倉川1510番地14

再生債務者　伊藤　　健

1　決議に付する再生計画案　平成27年５月１日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年６月２日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年６月２日まで

平成27年５月12日　津地方裁判所四日市支部

平成２７年（再イ）第４号

山口県下関市関西町11番13号

再生債務者　濱田　朋子

1　決議に付する再生計画案　平成27年５月11日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年６月２日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年６月２日まで

平成27年５月12日

山口地方裁判所下関支部再生係

平成２７年（再イ）第１号

長崎県佐世保市天神町1874番地の２

再生債務者　白浜　将軍

1　決議に付する再生計画案　平成27年４月30日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年６月２日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年６月９日まで

平成27年５月12日

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２７年（再イ）第５号

広島市安芸区中野２丁目52番６号

再生債務者　末田　孝則

1　決議に付する再生計画案　平成27年４月９日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年６月９日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年６月９日まで

平成27年５月12日

広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１号

愛媛県大洲市徳森1641番地１リードハイツ103号室

再生債務者　塚野　謙治

1　決議に付する再生計画案　平成27年３月23日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年６月９日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年６月９日まで

平成27年５月12日　松山地方裁判所大洲支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第３９号

大阪市都島区中野町２丁目13番18―1001号、前住所大阪市住之江区新北島２丁目７番24―405号

再生債務者　竹田　聡志

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成27年５月11日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１００１５号

東京都町田市上小山田町445―17

再生債務者　倉橋　秀彦

1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年６月８日まで

4　一般異議申述期間　平成27年６月22日から平成27年７月13日まで

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第２号

愛知県春日井市松新町２丁目７番地２　フルールかちがわ103号、開始決定時の住所愛知県春日井市旭町２丁目24番地　エクセル旭４－Ｂ号

再生債務者　天野　浩晃

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月１日まで

平成27年５月11日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再ロ）第２号

堺市東区大美野141番地12

再生債務者　今阪　優一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月８日まで

平成27年５月11日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第７号

北九州市八幡西区西鳴水２丁目３番２―606号

再生債務者　井上　美香

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月22日まで

平成27年５月11日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第５号

徳島県徳島市中吉野町４丁目22番地の１　金剛シャンブル２―102号室

再生債務者　森　　哲也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月８日　　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第６号

徳島県板野郡北島町中村字竹ノ下31番地２パレスグランメール106号、旧住所徳島市昭和町１丁目32番地の２

再生債務者　島田　吉朗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月11日　　徳島地方裁判所民事部

企業年金基金変更公告

京葉銀行企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

1．新事務所の所在地　千葉市中央区千葉港５―45

2．旧事務所の所在地　千葉市中央区富士見１―11―11

3．変更年月日　平成27年５月７日

平成27年５月20日　京葉銀行企業年金基金

理事長　小島　信夫

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月二十八日

掲載頁　一一五頁（号外第九十八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月二十八日

掲載頁　一一二頁（号外第九十八号）

平成二十七年五月二十日

秋田県北秋田市脇神字藤株囲の内一四番地

（甲）株式会社虹の街

代表取締役　畠山　政二

秋田県秋田市川尻大川町一〇番二六号

（乙）株式会社虹の街企画

代表取締役　長谷川　俊